

Title	代理理論の会計史：会計学の基本問題〔III〕(1)
Sub Title	Agency theory as a useful lens through which to observe the accounting history
Author	友岡, 賛(Tomooka, Susumu)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2019
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.62, No.4 (2019. 10) ,p.15- 29
JaLC DOI	
Abstract	イギリスを代表するイギリス会計史家であるジョン・リチャード・エドワーズが30年振りに上木した通史をもって綴るが、とりわけこの通史が代理理論を歴史研究のフレームワークに用いていることに留意し、また、エドワーズの30年前の通史を併せ読む。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20191000-0015">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20191000-0015</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 代理理論の会計史

—— 会計学の基本問題〔Ⅲ〕(1) ——

友 岡 賛

## <要 約>

イギリスを代表するイギリス会計史家であるジョン・リチャード・エドワーズが30年振りに上木した通史をもって繙くが、とりわけこの通史が代理理論を歴史研究のフレームワークに用いていることに留意し、また、エドワーズの30年前の通史を併せ読む。

## <キーワード>

運用, 会計史, 会計責任, 会社法, 管理, 機会費用, 財務会計, 市場原理 vs. 規制, 自由放任主義, 受託責任, ジョン・リチャード・エドワーズ, stewardship, 代理理論, 通史, 定款, 任意規定期, 保全

## エドワーズの通史

「イギリスは……近代的な財務報告をもって開拓し……資本市場と会計プロフェッション団体のいずれの発展においても先駆的な役割を果たした、とする広く支持されている捉え方によれば、イギリスの株式会社 (joint stock company)<sup>1)</sup>における外部財務報告の実践はこれについて知る価値がある<sup>2)</sup>」ともされているが、けだし、そうしたイギリスの会計史家といえ、会計史を扱った多くの論放に加え、*Arte e Contabilità* とその英語版の *Art & Accounting*<sup>3)</sup> というユニークな著書もあるバジル・セリグ・ヤーマイ (Basil Selig Yamey) (1919年生まれ) (ロンドン・スクール・オブ・エ

## <引用について>

原文における ( ) 書きや太文字表記や圏点やルビの類いは、原則として、これを省略した。したがって、引用文におけるこの類いのものは、特に断りがない限り、筆者 (友岡) による。

また、引用に際して、旧字体は、原則として、これを新字体に改め、促音や拗音の類いが小文字表記されていない場合は小文字表記に改め、漢数字は多くの場合、算用数字に改めるなどの加筆を施している。

- 1) 「joint stock company」をもって「株式会社」とすることの適否について下記のことを参照。  
友岡賛『会計と会計学のレーズン・デートル』2018年、第8章。
- 2) John Richard Edwards, *A History of Corporate Financial Reporting in Britain*, 2019, p. 3.
- 3) Basil S. Yamey, *Art & Accounting*, 1989, p. viii.

コノミクス<sup>4)</sup>), そして「すでにして……会計プロフェッション史の古典とされてよく, また, 簡にして要を得ていることをもって後続の会計プロフェッション史に頻々と用いられている<sup>5)</sup>」とされ, また, 「この訳書は広い範囲をコンパクトにまとめて, しかも読みやすい良書である<sup>6)</sup>」ともされる『会計士の歴史』<sup>7)</sup>を著したロバート・ヘンリー・パーカー (Robert Henry Parker) (1932年生まれ) (エクセター大学), この二人の次にジョン・リチャード・エドワーズ (John Richard Edwards)<sup>8)</sup> (1946年生まれ) (カーディフ大学) を挙げても異論は多くないだろう。

イギリス会計史について多くの業績を有するこのエドワーズは1989年に既に通史<sup>9)</sup>をまとめており, これは「イギリスの財務会計実践の展開を詳細に吟味した最初の書」と謳われている。A *History of Financial Accounting*, すなわち『財務会計史』という素直なタイトルのこれは「本書の企図はあるいは会計史の授業の基本的な教科書として用いられ, あるいは他の会計学の授業, とりわけ財務会計と監査にかかわる授業の参考書として用いられ, あるいは自身の分野の発展に関心がある会計士の興味を惹くことにある<sup>10)</sup>」とされ, また, 「主として会計実践の発展に焦点を合わせ, また, この変遷過程に影響を与える環境の構成要素として会計思想や会計制度を扱っている<sup>11)</sup>」とされ, 下記のような構成を有していたが, ただし, 例えばエドワーズと親しい関係にあった<sup>12)</sup>これもイギリス会計史家の千葉準一<sup>13)</sup>いわく, 「随分と無難にまとめてしまった」。

## 第1部 序

第1章 なにゆえに会計の歴史を気に懸けるのか?

第2章 経済発展と会計の変遷

## 第2部 古代から産業革命まで

第3章 初期の記録

第4章 責任負担・責任解除会計

第5章 複式記入の起源と発達

第6章 1500年から1800年までのイギリスにおける複式簿記

第7章 初期の文献

第8章 1225年から1830年までのイギリスにおける利益測定と資産評価

4) R. H. Parker, 'Basil Yamey, Accounting Historian,' *Accounting, Business & Financial History*, Vol. 6, No. 3, 1996.

5) R. H. パーカー／友岡賛, 小林麻衣子 (訳) 『会計士の歴史』2006年, 4頁。

6) 百合野正博 「会計専門職としての監査人の誕生」『企業会計』第70巻第1号, 2018年, 61頁。

7) Terry Cooke and Chris Nobes, 'Introduction,' in T. E. Cooke and C. W. Nobes (eds.), *The Development of Accounting in an International Context: A Festschrift in Honour of R. H. Parker*, 1997.

8) J. R. Edwards, *A History of Financial Accounting*, 1989, colophon.

9) *Ibid.*, jacket.

10) *Ibid.*, 'Preface,' n. p.

11) *Ibid.*, 'Preface,' n. p.

12) 千葉準一 『英国近代会計制度——その展開過程の探究』1991年, 「序にかえて」3頁。

13) 本人談。

- 第9章 株式と有限責任
- 第3部 企業の財務報告実践
  - 第10章 1830年から1900年までの会社の会計慣行の形成
  - 第11章 1900年から1940年までの情報開示の変遷
  - 第12章 会計不正
- 第4部 規則と規制
  - 第13章 公益事業会社と複会計システム
  - 第14章 利益, 配当, および資本維持
  - 第15章 自由放任主義の状況下での自己規制
  - 第16章 会社法と圧力団体
  - 第17章 財務諸表と目論見書の標準化
  - 第18章 子会社と関連会社の会計
  - 第19章 勧告と基準
- 第5部 会計プロフェッションの発展
  - 第20章 職業的会計士の業務
  - 第21章 専門職団体

この『財務会計史』に対する千葉の評の適否はさて置き、30年の時を経てエドワーズが改めて上梓した通史が *A History of Corporate Financial Reporting in Britain*, すなわち『イギリス企業財務報告史』<sup>14)</sup>である。

## 第2版にならなかった新通史

「私の当初の意図からすると、この書は1989年にラウトレッジから刊行された『財務会計史』の第2版の役割を果たすはずであったが、しかし、執筆に着手後、計画は変更された。『財務会計史』はこの新しい書よりも対象範囲が広く、初期の記録やイギリスにおける会計プロフェッションの発展に関する章、それに「なにゆえに会計の歴史を気に懸けるのか？」と題する序章を有していたが、今回の書にあってこれらはすべて削除されている。過去30年間にわたって会計史研究は発展を遂げてきており、現在における文献数は1980年代後半のそれと比較にならない。そうした文献の決して全部ではないが、その一部を活用すべく、私は対象範囲を狭めて焦点を鮮明にすることとし、その結果、『イギリス企業財務報告史』<sup>15)</sup>がまとめられた」。

14) なお、この書は、出版社のウェブサイトによれば、2018年7月刊、とされているが、同書の colophon (和書の奥付に該当) においては、2019年刊、とされている。

15) Edwards, *A History of Corporate Financial Reporting in Britain*, pp. xv-xvi.

- 第1部 状況設定
  - 第1章 企業の財務諸表の本質と目的
  - 第2章 会社, 株主, および資本市場
- 第2部 財務報告における初期の諸問題
  - 第3章 1800年頃までの財務報告。その理論
  - 第4章 1800年頃までの財務報告。その実践
- 第3部 19世紀における諸問題
  - 第5章 19世紀イギリスにおける規制対自由放任主義
  - 第6章 制定法会社と複会計システム
- 第4部 会社法
  - 第7章 利益, 配当, および資本維持
  - 第8章 会社法制と圧力集団
- 第5部 虚偽の財務報告
  - 第9章 会計不正
- 第6部 財務報告における特別の諸問題
  - 第10章 年次報告書と財務諸表
  - 第11章 会計報告書の標準化
  - 第12章 グループ・アカウンツ
  - 第13章 利益, 引当金, および積立金
  - 第14章 有形固定資産
  - 第15章 オフバランスシート・ファイナンス
  - 第16章 物価変動会計
  - 第17章 キャッシュと資金のフロー
- 第7部 基準と概念
  - 第18章 勧告, 基準, および概念フレームワーク
- 第8部 影響
  - 第19章 変化を伴う連続性

この書の特徴の一つは代理理論エージェンシーの採用にあり、「本書は会計の歴史を研究するために本人プリンシパルと代理人エージェントのフレームワークを用いているが、しかし、利用者が要求する情報を常に提供することを経営者が果たしえなかった歴史も十分に認識されている<sup>16)</sup>」とされ、また、「より早期における報告実践がときに後年の実践と比較されているが、これは、或る時点における会計がそれ以前に行われていた会計よりも必然的に優っている、ということを示すためではない<sup>17)</sup>」とされる。

16) *Ibid.*, p. xvi.

17) *Ibid.*, p. xvi.

「イギリスは……近代的な財務報告をもって開拓し……資本市場と会計プロフェッション団体のいずれの発展においても先駆的な役割を果たした、とする広く支持されている考えによれば、イギリスの株式会社における外部財務報告の実践はこれについて知る価値がある」とするこの書の対象は会社形態については東インド会社に代表される勅許会社 (chartered company) から運河業および鉄道業における制定法会社 (statutory company) を経て1844年株式会社法 (Joint Stock Company Act)<sup>18)</sup> および1855年有限責任法<sup>19)</sup>によって創られた有限責任会社 (limited liability company) に至り、また、年代についてはイギリスの上場会社がイギリスの会計基準よりも国際的な会計基準にしたがうようになった21世紀の初頭をもって終わる。<sup>20)</sup>

### 代理理論

叙上のように、代理理論が採用されている。すなわち、この書は「財務報告実践の変化の概略を観察するための有用なレンズ<sup>21)</sup>」として代理理論を用いており、単純な代理理論によれば、財務諸表の形式と内容はこれを投資者の要求が決める、とされ、代理人たる経営者は、最小のコストをもって資金を調達すべく、本人たる投資者が求める会計責任の履行を自発的に行う、とされる。<sup>22)</sup>

つとに財務報告と監査の歴史をもって代理理論を用いて描いたロス L. ワッツ (Ross L. Watts) とジェラルド L. ジーママン (Jerold L. Zimmerman) によれば、外部財務報告の発展は市場によって主導され、すなわち株主が信頼しうる情報を要求し、経営者は、これに応じて自身の管理下にある財務諸表をして信頼しうるものとすべく、独立監査を手配するに至った。株主と経営者の間の代理関係は、情報の非対称性と利益相反のリスクを抑えるべく、外部監査の必要をもたらす、とされ、如上の捉え方によれば、公的な規制はコスト効率が低く、また、特定の圧力団体の私利を正当化する会計理論、すなわち言い訳の必要をもたらす。<sup>23)</sup>

しかしながら、代理理論も認めているように、企業の財務諸表の有用性は、経営者に適切な会計を行う気があるかどうか、ということに依存しており、したがって、企業による財務情報の提供は目標の一致が存しない場合の本人と代理人の関係において検討されるべきこととなる。敷衍すれば、企業の業績が良い場合には問題がないが、これが悪い場合には利益相反が生じ、すなわち目標の一致が存しない状況が生じ、ときに利益について楽観的な数値が示され、あるいはかなり楽観的な数値が示され、果ては1878年のシティー・オブ・グラスゴー銀行の事件<sup>24)</sup>、あるいは近年は2001年のエンロン社の事件<sup>25)</sup>において発覚をみたような粉飾が行われるに至る。<sup>26)</sup>

18) An Act for the Registration, Incorporation, and Regulation of Joint Stock Companies, 7 & 8 Vict. c. 110.

19) The Limited Liability Act, 18 & 19 Vict. c. 133.

20) Edwards, *A History of Corporate Financial Reporting in Britain*, pp. 3-4.

21) *Ibid.*, p. 6.

22) *Ibid.*, pp. 6-7.

23) *Ibid.*, p. 7.

24) 下記のことを参照。

友岡賛『近代会計制度の成立』1995年、第2章。

25) 例えば下記のことを参照。

マイク・ブルースター／友岡賛 (監訳)、山内あゆ子 (訳)『会計破綻——会計プロフェッションの背信』

ただし、エドワーズの旧通史、すなわち『財務会計史』にも代理理論への言及はあった。ただし、全体的なフレームワークとして採用されていたわけではなく、以下の2点の説明に限って用いられていた。

一つには自由放任主義<sup>26)</sup>の時代とされる19世紀<sup>27)</sup>にあって、とりわけ1856年株式会社法制定後の「任意規定期」と称される時期<sup>28)</sup>にあって財務報告は概して法の規制を受けることなく、しかしながら、多くの会社が財務諸表を公表し、また、財務諸表について監査を受けていた、という事実が注目され、これについては会計情報の提供をもって人々に投資を促すためのコストの一部とする考え方の存在がその事実にされる。こうした考え方の下、会社の定款には会計についての規定が設けられていたが、会社が独自に作成した定款に求められる経営者の会計責任 (accountability) は法に示された模範定款に求められるものよりも遙かに軽く、これは、代理理論によれば、株主の求める会計責任は立法者が求めるものよりも軽く、法令遵守<sup>コンプライアンス</sup>コストを最小化すべく、模範定款に代えて独自の定款が作成される、とされる<sup>29)</sup>。

この辺りの事情について些か補説すれば、1856年株式会社法において会計・監査関係規定は同法の附則として示された模範定款に収められたが、会社はこの模範定款を用いることなく、独自の定款を作成することもでき、したがって、模範定款に設けられた規定は強制力をもたなかった。これが「任意規定期」と称される所以であって、会社は独自の定款において独自の(緩い)会計・監査関係規定を設けることができ、あるいはまた、会計・監査関係規定のない定款をもつこともできた<sup>30)</sup>。

閑話休題。いま一つには20世紀の前半は1900年から1940年までの期間について、この時期にあって会社は法が要求するよりも遙かに多くの会計情報を開示していた、という事実が代理理論をもって説かれ、こうした状況は情報利用者、とりわけ株主からの情報要求によってもたらされた、とされ、また、経営者とすれば、投資者の投資意欲が減退することのないように多くの情報を提供した、とされる。法が多くを要求していない状況下、会社が法が要求するよりも多くの情報を開示することは驚くべきことではなく、むしろ、当時は会社間に会計情報の異同が多かったことが注目され、このことは利用者の情報要求の異同、あるいは企業の資金調達方法の異同、あるいは経営者が許容する資本コストの異同によって説明しうるかもしれない、とされる<sup>31)</sup>。

26) 2004年、第8章。

26) Edwards, *A History of Corporate Financial Reporting in Britain*, pp. 7-8.

27) The Joint Stock Companies Act, 19 & 20 Vict. c. 47.

28) 友岡『近代会計制度の成立』25~28頁。

29) Edwards, *A History of Financial Accounting*, pp. 196-197.

30) 友岡『近代会計制度の成立』25頁。

31) Edwards, *A History of Financial Accounting*, p. 142.

## 新通史の概要

代理人が本人のために作成する期間的財務諸表の役割をもって「stewardship」, 「accountability」<sup>32)</sup>, および「意思決定有用性」の諸概念を用いて考察する『イギリス企業財務報告史』は表1のように時代を3区分しつつ, stewardshipにかかわる報告はいつの時代も会計の要点であり続けている, ということを描する一方, 近年, 重視されている意思決定有用性は, しかし, その類似の概念はこれをかなり早くに, 17世紀, あるいは16世紀に認めることができる, ということを描<sup>33)</sup>している。

表1 期間的財務諸表の発展

中世～16世紀頃	代理人（執事）による本人（荘園領主）に対する報告における責任負担・責任解除会計の採用
17・18世紀	資本と経営が未分離の経営者に事業の状況を知らしめるための期間的財務諸表の作成における複式簿記の利用の増加
19・20世紀	不在株主に対する報告の手段としての公表財務諸表の活用

近代会社法制度の起点は1844年株式会社法<sup>34)</sup>だった。

この1844年株式会社法は充分かつ公正な（full and fair）貸借対照表を株主に示すことを経営者に要求していたが, その目的は経営者による資本の運用状況（the way in which directors had applied the capital of the company）の評価, すなわち stewardship に対する評価を株主に可能ならしめること, 会社の支払い能力に関する情報を株主に提供すること, および資本からする配当がなされていないことを保証することにあつた, とされ, また, 同法は損益計算にはおよそ言及することなく, 株主と債権者に対する情報提供について同法が意識していたのは専ら貸借対照表項目<sup>35)</sup>だったことが注目される。

財務諸表をもって株主に企業の収益力を示すことの必要性が重視されるようになったのは戦間期以降のことだったが, こうした財務諸表の目的観の変化はイギリスの勅許会計士のアメリカにおける経験からもたらされたものであつて, 例えばジョージ O. メイ（George O. May）は財務諸表の旧来の目的と新しい目的の板挟みをもって経験, 前者は既存の株主の利益を考慮し, 歴史的な記録を重視する stewardship 目的<sup>36)</sup>だったのに対し, 後者は投資者に収益性に関する情報を提供するという目的だった。

収益力を示すことを重視する考え方はやがて会計規制に浸透をみ, 開示に著しい飛躍がみられたのは1947年会社法<sup>37)</sup>においてだった。同法においては, 利益数値の質を上げるべく, 秘密積立

32) 「stewardship」および「accountability」について下記のものを参照。

友岡賛『会計学の考え方』2018年, 第7章。

33) Edwards, *A History of Corporate Financial Reporting in Britain*, pp. 11-14.

34) 友岡『近代会計制度の成立』17～20頁。

35) Edwards, *A History of Corporate Financial Reporting in Britain*, pp. 14-15.

36) *Ibid.*, p. 15.

金の撲滅や経常損益と非経常損益の区別が試みられたが、ただし、開示制度は依然として、発起人や経営者は他者の所有する財産について管理責任を負う（in charge of property belonging to other people）<sup>38)</sup> steward であって、自身の stewardship の遂行状況について報告する義務を有する、という理解に依拠していた。事実、例えばイングランド&ウェールズ勅許会計士協会（Institute of Chartered Accountants in England and Wales）（ICAEW）は財務諸表上の情報の意思決定有用性の保証や業績の評価方法の向上をもって監査人が行うことの必要性を認めることを決っており、同協会が1952年に出した会計原則に関する勧告（Recommendation on Accounting Principles）の第15号は歴史的な原価にもとづく財務諸表の限界を認めつつも、有用性を求めることに積極的ではなかった。<sup>39)</sup>

もっとも投資意思決定の支援という機能を財務諸表に期待する向きはこれを19世紀という早くにも認めることができる一方、「意思決定有用性」という概念が明示的に用いられることとなるのは1950年代ないし1960年代以降のことだった。爾來、概念フレームワークをめぐる議論を経て、投資のリスクの評価という利用目的において財務諸表に意思決定有用性が求められるとともに、「stewardship」の意義が拡大をみ、stewardship の役割において経営者は財産の保全についてばかりか、財産の効率的な運用についても（for the safekeeping of the entity's resources and for their proper, efficient and profitable use）<sup>40)</sup> 会計責任を負う（accountable）とされるに至った。

19世紀以降の財務報告の展開を以上のように捉えるエドワーズの『イギリス企業財務報告史』は代理理論をもって歴史研究のフレームワークに用いつつも、その抽象度の高さはこれをしかるべく認めているが、しかし、財務諸表は19世紀より21世紀に至るまで常に stewardship にかかわる機能を有してきている、とし、しかし、「stewardship」概念は常に変容をみてきている、としている。<sup>41)</sup>

### 「stewardship」概念の拡大

ところで、歴史と受託責任ないし stewardship といえば、「監査という行為を深く掘り下げて考えるための素材（の一つ）を……監査史に求め」<sup>42)</sup>、また、「監査を捉える基本軸を……「受託責任」<sup>43)</sup>においている」鳥羽至英と秋月信二は、しかし、「スチュワードシップという概念……に学術的に深く迫ろうとした論考は極めて少ない」<sup>44)</sup>と断じ、次のように続けている。

37) The Companies Act, 10 & 11 Geo.6, c. 47.

38) 筆者は「管理」を〔管理 = 保存（保全） + 運用〕と捉えており（友岡賛「会計とはなんだろう」友岡賛（編）『会計学の基礎』1998年、10頁）、したがって、「資源の運用・管理」（伊藤邦雄『新・現代会計入門（第3版）』2018年、50頁）ないし「資金の管理・運用」（桜井久勝『財務会計講義（第19版）』2018年、7頁）といった言い様は用いることなく、そうした筆者の用語法からすると、この件の「in charge of」は、「管理責任」ではなく、「責任」ないし「受託責任」としておいた方が無難かもしれない。

39) Edwards, *A History of Corporate Financial Reporting in Britain*, p. 15.

40) *Ibid.*, p. 16.

41) *Ibid.*, pp. 16-17.

42) 鳥羽至英、秋月信二『監査を今、再び、考える』2018年、i頁。

43) 同上、8頁。

44) 同上、109頁。

「社会科学の学問的な面白さの1つは、その意味や社会的な役割が、新しい時代のなかで、新しい衣装を身に纏って、再び表れることであろう。概念が、時代の変化を受けて、再解明されるのである<sup>45)</sup>」。

ただし、エドワーズのいう「stewardship」概念の拡大はこれが「財産の保全 (safekeeping) 責任 → 財産の運用 (efficient use) 責任」ということなら、まずは得心もできようが、1844年株式会社法の要求はその目的が「資本の運用状況 (the way in which directors had applied the capital of the company) の評価」を株主に可能ならしめることにあった、とされることはこれをどう捉えるべきか<sup>46)</sup>。

前出の「for the safekeeping of the entity's resources and for their proper, efficient and profitable use」という件の「and for their proper, efficient and profitable use」はこれをどのように解するべきか。あるいはまた、単なる「運用」と「効率的な運用」をもって峻別すべきなのか。

stewardship に求められるのは財産の保全か。stewardship は歴史的原価、取得原価と結び付くのか。財産の保全は取得原価会計に結び付くのか。stewardship における accountability は取得原価会計をもって果たされる、ともされているが、これはどういう意味か。

例えば桜井久勝によれば、「資産の取得原価額は、契約書・送り状・支払記録などの証拠に基づき、客観的に測定することができる。また支払額を基礎とした資産評価は、株主や債権者から受入れた資金のてん末を明らかにしている点で、受託責任や会計責任の明示に役立つという長所をも有する<sup>47)</sup>」とされる。「客観的に測定することができる」から「受託責任や会計責任の明示に役立つ」と読むべきかもしれないが、「また」を筆者なりに素直に捉えれば、「支払額を基礎とした資産評価は……受託責任や会計責任の明示に役立つ」ということになり、どうして「役立つ」のかがよく分からない。他方、例えば広瀬義州によれば、「受託責任が、計算書類および連結計算書類の承認または報告によって解除される以上、少なくとも計算書類等の作成の根拠となる会計情報の客観性が検証可能な証拠によって立証されるものでなければ、委託者である株主は納得しない。……そのような情報特性をもっているのが取得原価主義会計情報である<sup>48)</sup>」として客観性をもって取得原価と stewardship の関係が説かれる。「やはり客観性なのだろうか。……やはり取得原価主義には客観性しかないのだろうか。客観性では面白くない<sup>49)</sup>」。

ただまた、広瀬によれば、「受託責任の遂行は財産の名目的な維持をもってその顛末を明らかにすることではなく、財産の実質的または実体的な維持をもってその顛末を明らかにすることであると<sup>50)</sup>する考え方も有力である」ともされる。

45) 同上, 109頁。

46) 注記38) をみよ。

47) 桜井『財務会計講義 (第19版)』82頁。

48) 広瀬義州『財務会計 (第13版)』2015年, 124頁。

49) 友岡『会計と会計学のレーゾン・デートル』100頁。

50) 広瀬『財務会計 (第13版)』124頁。

「stewardshipに求められるのは財産の保全か。……財産の保全は取得原価会計に結び付くのか」と前述はしたものの、むしろ、[保全 vs. 運用]において、保全だから取得原価、というわけでは決してなく、取得原価に鑑みた保全もあれば、時価に鑑みた保全もあり、取得原価に鑑みた運用もあれば、時価に鑑みた運用もある。しかしながら、まずは保全、という感じもする。まずは取得原価、とはしたくないが、運用（とりわけ効率的な運用）も、あるいは時価も、畢竟、機会費用的な考えに繋がる。取得原価というよりは名目資本維持というべきか。「取得原価主義は当然に名目資本維持と結び付くわけではないが、取得原価主義と名目資本維持の間には相当な親和性を認めることができる<sup>51)</sup>」、名目資本維持は機会費用をもって考えることを要しない。機会費用はこれを考えるのはなかなか面倒なことであって、しかし、「[機会費用]ないし[機会損失]という概念を用いないところに会計ないし会計学の特徴がある、ともされる<sup>52)</sup>」。会計は「面倒なこと」、疲れることを省略してくれる。まずは保全で納得していれば、さしあたり都合がよい。取得原価で納得していれば、さしあたり都合がよい。

ちなみに、前出の鳥羽と秋月は「受託者は委託された財産を適切に保全・管理し、その結果を委託者に報告する責任を負っている。受託責任を全うするという事は、受託した財産に関して、2つの内容の異なる責任を果たす<sup>53)</sup>ということ<sup>54)</sup>を意味しているのである」として[受託責任 = 財産の保全管理責任 + 報告責任(会計責任)]と捉え、報告責任(会計責任)における報告は「受託した財産を運用(費消)した結果、いかなる業績が達成され、また財産がどのように増減したかについて、その顛末を委託者に報告すること<sup>55)</sup>」「が中心であり、時代の経過とともに<sup>56)</sup>」「受託した財産をいかに有効に、そして効率的に運用(費消)したかについて、その状況を委託者に報告すること<sup>57)</sup>」「も追加されるようになった<sup>58)</sup>」としており、また、アメリカを代表する会計史家のスティーブン A. ゼフ(Stephen A. Zeff)は「stewardship」について、これは、企業の財産管理における経営者の誠実性、にかかわる概念か、企業の財産運用における経営者の効率性、にかかわる概念か、あるいは、企業における経営者の財産運用にもとづいて株主が得る利益の適切性、にかかわる概念か、と問い、20世紀の後半には「[財産管理における経営者の誠実性 → 財産運用にもとづいて株主が得る利益の適切性]<sup>59)</sup>」という移行をみることができる、としている。

### 新通史の代理理論

閑話休題。先述のように、『財務会計史』にも代理理論への言及はあったものの、ただし、こ

51) 友岡『会計と会計学のレーゾン・デートル』101頁。

52) 友岡『会計学の考え方』57頁。

53) 鳥羽、秋月『監査を今、再び、考える』118頁。

54) 同上、112～113頁。

55) 同上、113頁(( )書きは原文)。

56) 同上、114頁。

57) 同上、113頁(( )書きは原文)。

58) 同上、114頁。

59) Edwards, *A History of Corporate Financial Reporting in Britain*, p. 15.

の理論は特定の論点に限って用いられていた。他方、この新通史にあって代理理論はこれが全体的なフレームワークとして採用されるに至っているが、ただし、実のところ、これが適用される論点は30年を経ても余り変わりが無い。

19世紀にあって株式会社 (limited liability company)<sup>60)</sup> の擡頭は、自身の資金の運用状況 (whether their funds had been gainfully employed) の評価を投資者に可能ならしめる、という会計情報の意義を増大させたが、問題は「市場原理 vs. 規制」だった。すなわち、適切な会計責任の履行を担保するためには市場原理に委ねた方がよいのか、あるいは規制を設けた方がよいのか、ということであって、一方の極にあるのは、経営者は、株主等の情報利用者の要求を満たすべく、自発的に情報を提供する、というおよそ規制のない状況であって、これをいまいし形式に則ったものとする場合には、経営者は自身と株主の間において自発的に結ばれた契約にもとづいて会計責任を履行する、ということとなり、こうした取り決めは1844年株式会社法の下にあって設立証書、1856年株式会社法の制定後は定款においてなされ、勅許会社の場合は当該勅許状、制定法会社の場合は当該個別法においてなされた。<sup>61)</sup>

次にもたらされたのは会計プロフェッションによる好ましい会計実践の提示だった。1942年以降、ICAEWは29の会計原則に関する勧告を公表し、これは標準的会計実務に関するステートメント (Statement of Standard Accounting Practice)、そして財務報告基準 (Financial Reporting Standard)<sup>62)</sup> に後継され、方今は国による直接的な規制の可能性がみられるに至っている。<sup>63)</sup>

かつては19世紀後半における政府の企業会計に対する姿勢はこれを自由放任主義にもとづいて説明することが一般的であり、会社の財務状態は当該会社の株主と従業員と経営者だけの問題、とするのが当時の考え方だった、とされ、そうした規制のない状況下における会計・監査の発展は、ワッツとジマーマンによって、代理コストの低減の手段としての会計を適切に行わせるべく、市場の圧力が作用した、といったように説かれたが、ただし、ことはそれほど単純ではなかった。<sup>64)</sup>

60) ここに「limited liability company」を「有限責任会社」ではなく、「株式会社」としたその事実は下記の通りである。

「有限責任会社」は「無限責任会社」と対置される概念であって、[無限責任 vs. 有限責任] の関係においては無限責任形態の場合の方が出資者のリスクが高く、したがって、会計情報の必要性が高いため、「有限責任会社の擡頭は……会計情報の意義を増大させた」とすることには違和感がある。ただし、有限責任形態の採用によって株式投資のリスクが低下をみ、したがって、株式投資が増えたため、株主に対する情報提供の意義が増した、ということであれば、如上の違和感はなくなる。

なお、「limited liability company」、[joint stock company] ないし [joint-stock company]、「株式会社」などといった概念ないし用語について下記のものを参照。

友岡『会計と会計学のレーゾン・デートル』156頁。

61) Edwards, *A History of Corporate Financial Reporting in Britain*, p. 78.

62) ただし、ここにおいてエドワーズは「財務会計基準 (Financial Accounting Standard)」(*Ibid.*, p. 78) と表記している。

63) *Ibid.*, p. 78.

64) *Ibid.*, pp. 78-79.

準則主義の採用をもって法人設立を容易化した1844年株式会社法は、他方、会計・監査に関してかなり充実した規定を設けていたが、既述のように、1856年株式会社法において会計・監査関係規定は任意規定化されるに至り、このことについては当時の自由放任主義をもってその事訳とする行き方があるものの、しかし、これは、1844年法における任意規定に非ざる会計・監査関係規定の存在、を説明することができず、エドワーズによれば、いま一つの説明は、1844年法の会計・監査関係規定はこれが旨く機能しなかった、ということに求められる。同法の会計・監査関係規定は、会社は適切な貸借対照表の作成や適切な監査人の選任を行うことができる、ということをもって前提していたが、実際にはそうではなかった。<sup>65)</sup>

1856年法における会計・監査関係規定の任意規定化は、また、当時にあつては資本と経営の分離がみられる会社はまだ少数派だった、ということをもつても説明される。そのかみにあつて会社の多くは出資者たる経営者が有限責任形態による保護を手に入れるために設立されており、そうした資本と経営の分離がみられない会社の場合、法の会計・監査関係規定に意図されていたような会計・監査は不要だった。<sup>66)</sup>

法の要求がない19世紀後半に監査済みの財務諸表の公表がみられたことは興味深く、この状況は、経営者にとって会計情報は資金調達コストの一部を構成する、という捉え方をもって説明されようが、ただし、当時の会社が独自に作成した定款が求める会計責任は1856年株式会社法、あるいは1862年会社法に示された模範定款が求めるものよりも遙かに軽く、代理理論によれば、そうした独自の定款は法令遵守コストを最小化すべく作成される、とする『財務会計史』においてと同様の指摘をみることができる。<sup>67)</sup>

他方、模範定款の採用率は概して大規模な会社において低く、小規模な会社において高く、この状況は、小規模な会社にとっては独自の定款を作成するコストが重荷だった、ということがその事訳だった、とされ、ただまた、時の経過は模範定款の現実適合度を低め、すなわち模範定款は次第に陳腐化をみ、その採用率は低下の一途を辿る。<sup>68)</sup>

独自の定款における規定は、ただし、まずは模範定款の規定に依拠していたが、独自の定款上の規定には、時代を下るに連れて株主から経営者に移される権限が増大をみる、という傾向をみることができ、会計・監査関係規定については、監査関係の規定よりも、会計関係の規定において遙かに多く模範定款上の規定との異同をみることができた。独自の定款上の会計関係規定には

65) 友岡『近代会計制度の成立』18～20頁。

66) 同上、27頁。

Edwards, *A History of Corporate Financial Reporting in Britain*, p. 80.

67) *Ibid.*, p. 80.

68) *Ibid.*, p. 80.

69) The Companies Act, 25 & 26 Vict. c. 47.

70) 「近代会社法制度の体系的統合の結実は1862年会社法であった。つとに、会社にかんするマグナ・カルタ、とすらいわれるそれは、いわば近代的な会社法の嚆矢であった。……この1862年法は、それまでのいくつかの法律を廃止して、それらを統合、かつ若干の修正をほどこしたものであった」(友岡『近代会計制度の成立』26頁)。

71) Edwards, *A History of Corporate Financial Reporting in Britain*, p. 87.

72) *Ibid.*, p. 83.

開示される会計情報の量を抑える傾向をみることができ、これは、財務諸表は競合する他社や従業員にもみられる虞があり、他方、株主は、多くの会計情報によらずとも、適切な監査や株主総会における発言権によって保護されている、という考え方によっていた。損益計算書に関する規定が省略され、あるいは簡略化されることも少なくなかった。法の模範定款には設けられていた収益の源泉別表示を求める規定は省略され、しかも、あろうことか、会社法は1906年にこれに倣い、模範定款においてもこの規定は削除され、すなわち会社法は会計実践の先導者に非ず、追随者<sup>73)</sup>だった。

模範定款に示された貸借対照表の雛形は人気がなかったが、それはこの雛形によって開示される情報が経営者にとっては詳細に過ぎたためだった。事実、模範定款に示された貸借対照表は、19世紀にあって、また、20世紀に入ってからも、一般に会社が公表していたものよりも精巧だったが、しかし、1906年には模範定款において貸借対照表の雛形が削除され、統一的な様式の貸借対照表の公表をもって法が要求するに至ったのは1981年のことだった<sup>74)</sup>。

独自の定款にも年次監査についての規定は設けられていたが、監査人に貸借対照表と帳簿や証憑の照合を求める規定はしばしば省略され、これは、19世紀において監査は単に形式的なものであって、実効性のある監査は求められず、また、行われていなかった、ということの意味している<sup>75)</sup>。

鉄道会社を首めとする被規制会社の場合は、その破綻が一般大衆に損害をもたらすことから、法が会計責任をもって課していたが、そうした被規制会社に課された会計責任は当時の自由放任主義における些細な例外として看過されるべきではなく、事実、ロンドン証券取引所において1853年現在、上場有価証券の名目額の86.2%がこの手の会社の証券だった。この手の会社は、けだし、規模の大きさゆえに、多くの不在株主を有し、不在株主は彼らこそが会計情報を必要とした<sup>76)</sup>。

効率的な資本の配分は、潜在的な投資者が自身の意思決定に関わる会社の業績および財政状態についてすべての関連情報を入手しうる場合においてのみ、これが果たされうるが、財務諸表の作成者（経営者）と利用者（まずは株主）は各々にとっての重要事が一致するとは限らないため、財務諸表の公表には種々の問題が伴う、とされ、このことがエドワーズの通史の論点の一つとされ、具体的には自主的な開示という事象が俎上に載る<sup>77)</sup>。

法などの規制によって求められていない会計情報の開示が自主的になされることについては、投資者の意思決定を援けるべく、価値関連性のある（value relevant）情報を追加的に提供したい、という欲求の存在をもってその理由ともされようが、さもなければ、財務諸表の見掛けを良くする、という誤魔化しにも近いことがその目的ともされ、後者の理解によれば、会計情報の開示は、

73) *Ibid.*, pp. 83-84.

74) *Ibid.*, p. 84.

75) *Ibid.*, p. 85.

76) *Ibid.*, p. 86.

77) *Ibid.*, p. 188.

情報利用者のために非ず、経営者のためになされる、という捉え方<sup>78)</sup>が生じ、業績をもって実際よりも良く示したい、という経営者の欲求は多くの研究によってその存在が確認され、代理理論によれば、如上のことは経営者の意図的な開示戦略として捉えられる<sup>79)</sup>。

### 「stewardship」概念の拡大とは？

エドワーズは、「stewardship」概念は時が下るに連れてその意義が拡大をみてきた、ということを描する一方、「意思決定有用性」概念は決して近年になって登場をみたものではないが、ただし、規制者は近年に至るまで会計情報に意思決定支援の機能を担わせようとしてこなかった、ということに留意している<sup>80)</sup>。

敷衍すれば、19世紀にあって財務諸表に求められる stewardship にかかわる役割はかなり狭いものだった、とする理解は少なくないが、しかし、そのかみにあっても、株主や経営者のなかには財務諸表により広い役割を期待し、投資意思決定の支援という機能の存在を認識していた者を認めることができる、とされ、ただし、規制者は財務諸表に意思決定有用性を求めることなく、事実、財務諸表における情報量を著しく増した1947年会社法においてさえも歴史的な原価会計（取得原価会計）の覇権に対する挑戦はこれを見ることができなかつた<sup>81)</sup>、とされる。

既述のように、エドワーズによれば、「意思決定有用性」概念の顕在化と「stewardship」概念の拡大は並行しており、そうした状況下、やがて叙上の「挑戦」も現れるが、いずれにしても、いまさらながら、そもそも「stewardship」概念の拡大とは何だろうか。

## 文 献

- マイク・ブルースター (Mike Brewster) / 友岡賛 (監訳)、山内あゆ子 (訳) 『会計破綻——会計プロフェッションの背信』 税務経理協会、2004年。
- 千葉準一 『英国近代会計制度——その展開過程の探究』 中央経済社、1991年。
- Terry Cooke and Chris Nobes, 'Introduction,' in T. E. Cooke and C. W. Nobes (eds.), *The Development of Accounting in an International Context: A Festschrift in Honour of R. H. Parker*, Routledge, 1997.
- J. R. Edwards, *A History of Financial Accounting*, Routledge, 1989.
- John Richard Edwards, *A History of Corporate Financial Reporting in Britain*, Routledge, 2019.
- 広瀬義州 『財務会計 (第13版)』 中央経済社、2015年。
- 伊藤邦雄 『新・現代会計入門 (第3版)』 日本経済新聞出版社、2018年。
- R. H. Parker, 'Basil Yamey, Accounting Historian,' *Accounting, Business & Financial History*, Vol. 6, No. 3, 1996.
- R. H. パーカー (R. H. Parker) / 友岡賛、小林麻衣子 (訳) 『会計士の歴史』 慶應義塾大学出版会、2006年。
- 桜井久勝 『財務会計講義 (第19版)』 中央経済社、2018年。
- 鳥羽至英、秋月信二 『監査を今、再び、考える』 国元書房、2018年。
- 友岡賛 『近代会計制度の成立』 有斐閣、1995年。

78) こうした捉え方については下記のものをも参照。

友岡賛 『株式会社とは何か』 1998年、53～59頁。

友岡賛 『会計の時代だ——会計と会計士との歴史』 2006年、13～16頁。

79) Edwards, *A History of Corporate Financial Reporting in Britain*, p. 189.

80) *Ibid.*, p. 188.

81) *Ibid.*, p. 188.

- 友岡賛『株式会社とは何か』講談社現代新書，1998年。
- 友岡賛「会計とはなんだろう」友岡賛（編）『会計学の基礎』有斐閣，1998年。
- 友岡賛『会計の時代だ——会計と会計士との歴史』ちくま新書，2006年。
- 友岡賛『会計学原理』税務経理協会，2012年。
- 友岡賛『会計学の基本問題』慶應義塾大学出版会，2016年。
- 友岡賛『会計と会計学のレーゾン・デートル』慶應義塾大学出版会，2018年。
- 友岡賛『会計学の考え方』泉文堂，2018年。
- Basil S. Yamey, *Art & Accounting*, Yale University Press, 1989.
- 百合野正博「会計専門職としての監査人の誕生」『企業会計』第70巻第1号，2018年。

2018年11月8日成稿